



平成23年3月19日

問い合わせ先

国土交通省 海事局海技課 富田・多田

(代表) 03-5253-8111 (内線) 45-317, 45-318

(直通) 03-5253-8655

東北地方太平洋沖地震災害の発生に伴う被災地の復興を目的とする船舶に係る乗組み基準の特例について

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震災害による被害の影響の大きさ等を踏まえ、被災地の復興作業に従事するために定係港及び被災港間等を回航する船舶については、特例的に、航行の安全を確保した上で、平水区域に係る乗組みで沿海区域を航行することを認めることと致しました。

なお、特例の適用を受ける具体的な方法については、各地方運輸局等にお問い合わせください。

また、出先機関の開庁状況については、国土交通省ホームページにて別途公表、随時更新する予定としています。